

水道事業審議会が 設置されました

この審議会は市の水道事業に関する重要な事項について、調査及び審議を行う諮問機関として条例に基づき設置されました。

学識経験者や受益者の代表として次の10名の委員に委嘱されました。また、互選により会長に松山正己さん、副会長に曾和政一さんが選ばれました。今後、水道事業の健全経営・将来計画・施設整備事業評価等について審議をいただきます。(任期平成20年11月29日まで)

就任いただいた委員の皆さんは次のとおりです。(敬称略)

会長	副会長	委員
松山 正己 (学識経験者)	曾和 政一 (受益者代表)	積水化学工業(株)水口工場長 (受益者代表)
林 素也 (学識経験者)	谷 俊秋 ()	藤岡 正人 ()
小倉千三枝 ()	野村 京子 ()	北田 順子 ()
植西雄次郎 ()		

問い合わせ
上水道業務課管理係
☎ 86 - 8013 FAX86 - 8032

市民生活課より
知っく!

お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

利益や収入を

うたう手口にご注意を

主婦に多い内職商法

「自宅のできる仕事」「素人でも歓迎」などと広告やホームページ、電話で誘い話を聞いてみると、仕事をするために必要な道具、たとえばパソコンやソフトの購入、技術を学ぶための教材の購入など、多額の金銭負担を求められます。

契約しても仕事はほとんどなく、購入した商品などのクレジット返済の負担の方が重く、教材代などわずかな負担に過ぎないと聞いていたのに説明とまったく違つことが多くあります。

生活費あるいは教育資金や住宅購入資金の足しにするため、働いて少しでも収入を得たいといった主婦の思いにつけ込んだ商法です。

サラリーマンを ねらう資格商法

「うちの教材で勉強して資格をとれば副業を紹介する」「副収入が得られるから」と勧誘して、各種の資格取得のための教材や通信教育講座などの契約をさせるものです。

職場に電話をかけて勧誘するやり方が典型的な手口で、教材を購入したものの難しく自分のレベルには合わないケースがほとんどで、実際は消費者が期待したようなものではなかったという事例が多くあります。

仕事を紹介するというのも、教材を購入契約させるためのセールストークに過ぎません。

ごまかせん。

また途中でやめた場合、同じ業者や違う業者から「まだ講座は修了していない。修了するまで契約は終わらない。」などと言って新たな講座の契約をさせる悪質な業者もあります。

学生など若者に被害が多い マルチ商法

「みんなで勝ち組になろうよ」「少ない資金でビッグな実業家になど」と言って業務内容があいまいで、得体の知れない販売組織に誘い込み、さらに会員を勧誘するよう強要します。

「販売しているはずの商品を誰も見たことがないとか、会員は商品などの販売活動には興味がなく、もっぱら自分の下に販売員を増やすことだけに夢中になっているなどネズミ講と紙一重のものが多くあります。

被害にあうと経済的な被害を被るだけでなく、人間関係にもひびが入り深刻な影響が残ります。

このように利益や収入をうたって勧誘し、高価な商品やサービスを売りつける悪質業者がいるので十分に気をつけましょう。

問い合わせ

市民生活課 生活交通係
月曜日～金曜日 9時～15時
☎ 65-06885
FAX 63-45882